

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	高槻市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkouf/iryoukyu/oshirase/1436939149850.html">http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/kenkouf/iryoukyu/oshirase/1436939149850.html</a>

執行機関名 高槻市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年条例第32号)附則第3条第3項の規定による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高槻市行政手続きにおける個人番号の利用等に関する条例 別表第2 第30の項 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例等の一部を改正する等の条例(平成29年条例第32号)附則第3条第3項の規定による医療費の助成に関する事務であって規則に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例 第1条及び第2条第1項第1号ア

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この条例は、<u>老人</u>に対し医療費の一部を助成することにより、<u>老人の健康の保持及び福祉の増進</u>を図ることを目的とする。</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)に規定する被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者であつて、市内に住所を有する者のうち、65歳以上のもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 次のア又はイに掲げる者</p> <p>ア 高槻市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年高槻市条例第70号)第2条第1項第1号アからウまでに掲げる者(同条第4項第3号及び第4号に該当する者を除く。)であつて、同条の規定による所得制限を適用した場合において</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項の医療費の助成の受給資格の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	廃止前の高槻市老人医療費の助成に関する条例第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報